

第 33 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和 7 年 8 月 8 日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	多湖 文貴	出	2 番	伊藤 幸子	欠	3 番	中村 進也	出
4 番	遠藤 良幸	出	5 番	藤田 一房	出	6 番	松葉 里美	出
8 番	伊藤 和雄	出	9 番	小林 政俊	出	10 番	岡田 康平	欠
11 番	中村 正治	出	12 番	近藤 秀樹	出	13 番	片岡 節男	出
14 番	樋口 久義	出	15 番	伊藤 治義	出			

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 9 時 55 分

- | | |
|---|---|
| <p>1 開会の辞
事務局長(小高秀之)</p> | <p>それでは、第 33 回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>2 会長挨拶
会長(伊藤和雄)</p> | <p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
第 33 回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>3 開会の宣言
議長(伊藤和雄)</p> | <p>いなべ市農業委員会総会規則第 5 条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は 12 名でございます。定足数に達しておりますので、第 33 回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p> |
| <p>4 議事日程
(日程第 1) 議長</p> | <p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。
日程第 1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、1 番議席多湖文貴委員と、3 番議席中村進也委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>(日程第 2) 議長
(日程第 3)
(日程第 4)</p> | <p>それでは、日程第 2 報告第 60 号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第 3 報告第 61 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」、日程第 4 報告第 62 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> |

事務局	事務局の説明をお願いします。 日程第2 報告第60号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和7年8月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。 今回の法人3団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。 続きまして、日程第3 報告第61号 農地法第18条の規定による合意解約通知について 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和7年8月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。 今回の案件は3件、5筆、面積9,395㎡であることを報告します。 続きまして、日程第4 報告第62号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について 次のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったので報告する。令和7年8月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、買
------------	---

	弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。 届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。 今回の届出は 1 件、3 筆、332 m²です。 <1 番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の登記地目畑、現況地目宅地です。 目的は個人住宅です。 平成 4 年頃から住宅用地及び進入路として利用しているため、始末書が提出されております。 議長 報告第 60 号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。 報告第 61 号については、合意解約による通知を受けたものです。 報告第 62 号については、員弁町の市街化区域の 4 条の転用届出です。 報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。 (日程第 5) 議長 続きまして、日程第 5 議案第 191 号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 事務局 日程第 5 議案第 191 号 農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について 次のとおり、いなべ市長が農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、いなべ市農業振興地域整備計画を変更しようとするので、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項に基づき意見を求める。令和 7 年 8 月 8 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 令和 7 年 8 月 1 日付で、いなべ市長から「いなべ市農業振興地
--	--

域整備計画」の一部を変更しようとするため、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員長に対して意見を求めてきております。

市が農業上の利用を図る優良農地を農用地区域として、農業振興地域整備計画で定めています。このため、農用地区域内の農地は原則転用が認められません。

農地転用するためには、農地法に基づく農地転用許可に先立ち、農用地区域からの除外が必要となります。その除外にあたっては、農業委員会の意見を聴いて市が決定することとなっております。

なお、土地の転用行為は、この手続だけで可能となるわけではなく、この除外手続の後、改めて農地法による転用申請を行う必要があります。

今回の変更事項は、農用地除外2件、12筆、面積6,042㎡です。

＜除外1番案件＞の申請地は、大安町片樋地内の登記地目田、現況地目畑です。除外後農地区分は、1種農地です。

転用計画としては、大安町片樋の[]が、大安町片樋の[]が所有する議案書に記載の1筆、300㎡を事務所及び駐車場用地へ転用したい旨の計画です。

既存[]の拡張を目的として申請がありました。

今回の申請内容は、農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすおそれがないことを確認しております。

＜除外2番案件＞の申請地は、大安町丹生川久下地内の登記地目田畑等、現況地目畑等です。除外後農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、大安町丹生川久下の[]が、大安町丹生川久下の[]が所有する議案書に記載の11筆、5,742㎡を工場用地へ転用したい旨の計画です。

[]が既存工場の新設拡張を目的として申請がありました。

今回の申請内容は、農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすおそれがないことを確認しております。

以上2件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

(日程第 6)	議長	事務局の説明は終わりました。 農業振興地域整備計画の変更については、1 月と 7 月年 2 回の審議になります。 この案件につきましては、8 月 1 日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。
	現地調査委員	議案第 191 号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」2 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
	議長	ありがとうございました。 この計画変更につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。 特に無いようですので、これより議案第 191 号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を採決いたします。 本計画変更について、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、本計画変更について本委員会の意見は「なし」と決定しました。
	議長	それでは日程第 6 議案第 192 号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第 6 議案第 192 号 農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和 7 年 8 月 8 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 中間管理機構が農用地利用集積計画を定めるときは、農地中間

	管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、農業委員会の意見を求めることとなっております。 通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。 議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。 中間管理機構分が、13筆、総面積24,101.00㎡であることを報告します。 事務局の説明は終わりました。 本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定について意見を求めるものです。すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定となっております。 内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。 特に無いようですので、議案第192号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」につきまして採決いたします。 本計画について、設定するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。 続きまして、議案第193号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 日程第7 議案第193号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和7年8月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄
--	---

今回の3条所有権移転の申請は、8件、15筆、面積12,520㎡です。

<21 番案件>の申請地は、大安町高柳地内の田です。

譲受人である大安町高柳の[]が、石川県金沢市の[]が所有する議案書に記載の1筆、393㎡を売買により譲り受ける申請です。

<22 番案件>の申請地は、北勢町西貝野地内の登記地目田、現況地目畑です。

譲受人である四日市市の[]が、北勢町西貝野の[]が所有する議案書に記載の1筆、1,584㎡を売買により譲り受ける申請です。

<23 番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の田です。

譲受人である四日市市の[]が大安町石樽東の[]が所有する議案書に記載の1筆、2,235㎡を売買により譲り受ける申請です。

<24 番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の登記地目田、現況地目畑です。

譲受人である四日市市の[]が員弁町大泉新田の[]が所有する議案書に記載の2筆、300㎡を売買により譲り受ける申請です。

<25 番案件>の申請地は、員弁町畑新田地内の畑です。

譲受人である員弁町畑新田の[]が名古屋市の[]が所有する議案書に記載の2筆、148㎡を売買により譲り受ける申請です。

<26 番案件>の申請地は北勢町其原地内の登記地目山林、現況地目畑です。

譲受人である桑名市の[]が北勢町其原の[]が所有する議案書に記載の1筆、1,329㎡を売買により譲り受ける申請です。

<27 番案件>の申請地は大辻新田及び南中津原地内の田畑です。

譲受人である北勢町南中津原の[]が北勢町南中津原の[]が所有する議案書に記載の6筆、6,112㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<28 番案件>の申請地は北勢町阿下喜地内の登記地目田、現況地目畑です。

譲受人である藤原町東禅寺の[]が北勢町阿下喜の[]

		が所有する議案書に記載の 1 筆、419 m²を贈与により譲り受ける申請です。 以上所有権 8 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。
	多湖文貴委員	24 番案件ですが、隣の農地で私が耕作をしていますが、どのようにその農地は使われますか。
	事務局	畑として使用する申請が出ております。
	多湖文貴委員	譲受人は、四日市市在住ですね。
	事務局	仕事場が、いなべ市です。
	議長	他に特に無いようですので、採決に入ります。 議案第 193 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。
(日程第 8) (日程第 9)	議長	続きまして、議案第 194 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 195 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第 8 議案第 194 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので

意見を求める。令和7年8月8日提出 いなべ市農業委員会会長
伊藤 和雄

今回の申請は、5件、14筆で6,939.00㎡です。

<23番案件>の申請地は北勢町川原地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、東京都の[]が北勢町川原の[]が所有する議案書に記載の3筆、898㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水と排水はなく、雨水は自然浸透にて処理します。

<24番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、北勢町麻生田の[]が北勢町麻生田の[]が所有する議案書に記載の1筆、446㎡を駐車場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。周囲にはブロックフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水排水はなく、雨水は自然浸透です。

<25番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、四日市市の[]が大安町石樽東の[]が所有する議案書に記載の6筆、3,429㎡を建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。

13区画で宅地分譲します。土地造成は最大1.2mの盛土を行い、外周東部と北側の一部についてはL型擁壁を設置、北側及び西側については、コンクリートブロックで土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、下水汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、既設道路側溝へ放流します。

なお、この案件は3000㎡を超える案件であるため、三重県農業会議諮問会議にて審議案件に付されます。

<26番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の登記地目雑種地、現況地目畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、大安町石樽東の[]が大

安町平塚の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、1,756 m²を資材置場及び駐車場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地の上、30cm 以内の盛土を行います。周囲はコンクリートブロックにより、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道を引込み、雨水排水は自然浸透式にし、汚水はありません。

<27 番案件>の申請地は、北勢町東村地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、藤原町東禅寺の[]が北勢町垣内の[]が所有する議案書に記載の 3 筆、410 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地と最大 32cm の盛土を行います。東、北側が隣地より高くなるため、コンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道を引込み、汚水排水及び生活雑排水は公共下水道へ放流します。雨水排水は敷地内で集水し、既設の道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第 9 議案第 195 号

農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。 令和 7 年 8 月 8 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1 件、1 筆で、261 m²です。

<7 番案件>の申請地は、北勢町川原地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、東京都の[]が北勢町川原の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、261 m²を進入用道路用地へ転用したい旨の計画です。

5 条所有権移転許可申請の<23 番案件>で説明した太陽光発電施設のために、一時的に進入用道路にする転用です。

土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。

取水排水はなく、雨水は、自然浸透にて処理します。

		以上 5 条所有権移転 5 件、使用貸借権設定 1 件の計 6 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局の説明は終わりました。 これらの案件につきましても、8 月 1 日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。
	現地調査委員	議案第 194 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」5 件、議案第 195 号「農地法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」1 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
	議長	ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第 194 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。 続いて、議案第 195 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。
(日程第 10)	議長	続きまして、議案第 196 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局	日程第 10 議案第 196 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 7 年 8 月 8 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は 9 件、11 筆、1,809 m²です。 <20 番案件>の申請地は、藤原町本郷地内の台帳地目、畑です。 願出者は愛知県名古屋市の [] で、昭和 57 年から宅地に転用し、現在に至っております。 <21 番案件>申請地は、大安町高柳地内の台帳地目、田です。 願出者は大安町高柳の [] で、昭和 58 年から宅地に転用し、現在に至っております。 <22 番案件>申請地は、大安町石樽北山地内の台帳地目、畑です。 願出者は愛知県一宮市の [] で、平成 17 年から駐車場に転用し、現在に至っております。 <23 番案件>の申請地は、藤原町本郷地内の台帳地目、畑です。 願出者は千葉県千葉市の [] で、昭和 62 年から宅地に転用し、現在に至っております。 <24 番案件>の申請地は、員弁町畑新田地内の台帳地目、畑です。 願出者は名古屋市の [] で、平成 14 年以前から宅地進入路に転用し、現在に至っております。 <25 番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の台帳地目、畑です。 願出者は北勢町麻生田の [] で、昭和 51 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <26 番案件>の申請地は、藤原町東禅寺地内の台帳地目、畑です。 願出者は桑名市の [] で、昭和 38 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <27 番案件>の申請地は、藤原町東禅寺地内の台帳地目、畑です。 願出者は藤原町東禅寺の [] で、昭和 38 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。
-----	--

		<28 番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の台帳地目、田です。 願出者は愛知県一宮市の■■■■で、平成 16 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 以上 9 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願いします。 事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第 196 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。
5 その他	議長	議事については、以上です。その他に入ります。 農業者年金加入推進部長よりご連絡があります。
	小林政俊委員	お手元に配布いたしましたチラシですが、農業者年金オンラインセミナーが開催されます。8 月 26 日に行われますので、是非ともご参加くださいますようお願いいたします。
6 閉会の宣言	議長	委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。 次回は、9 月 3 日午前 9 時から現地調査、13 番議席片岡節男委員と 14 番議席樋口久義委員は出席をお願いします。 次回委員会は、9 月 10 日です。場所は、行政棟 2 階庁議室となります。よろしくお願いします。

【午前 9 時 55 分閉会】	それでは、これもちまして第 33 回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。
-----------------	---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 伊 藤 和 雄

議事録署名者

議事録署名者